

厚生労働省 「高年齢者の労働災害防止のための指針」の公表 (2026年2月10日)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/enzen/newpage\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/newpage_00010.html)

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法（改定安衛法）に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善等の対策が努力義務化され、令和8年4月1日から施行されます。この指針は、事業者が講ずるよう努めるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について記載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001654297.pdf>

## ＝指針の概要＝

### 趣旨

改定労働安全衛生法に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善や管理を通じて労働災害防止を図る。

### 事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等
2. 職場環境の改善
3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握
4. 健康や体力の状況に応じた対応
5. 安全衛生教育

### 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進める。

### 国、関係団体等による支援の活用

1. 中小企業や第三次産業の事業場における取組事例の活用
2. 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
3. 補助金等の活用
4. 社会的評価を高める仕組みの活用
5. 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携

### 参考資料

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/enzen/aneiyou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/aneiyou/index_00001.html)

高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会報告書

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_68013.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68013.html)

報告書の概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001623380.pdf>